

令和3年度 石川県 第4回宅地建物取引士法定講習会 実施要領

(公社)石川県宅地建物取引業協会

【講習会について】

令和3年10月6日(水)に集合型研修で開催を予定しておりました「令和3年度宅地建物取引士第4回法定講習会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、令和2年2月27日〔国土動指第93号〕による法定講習実施要領の一部を改正する告示に基づき、【教材を用いた自宅学習及び効果測定(確認テスト)】により行います。

(～参考～令和2年2月27日「国土動指第93号」文書より抜粋)

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日決定)が決定され、～以下省略

本基本方針の内容を踏まえ、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第14条の17第3号の規定に基づく、宅地建物取引士に対する講習の実施要領(昭和55年建設省令告示第1798号)の一部を改正する告示(令和2年2月27日国土交通省告示第202号)により、「第四 講習の実施に関する特例」を追加したところであり、第四に規定する国土交通大臣が認める方法は、別途通知するまでの当面の間下記のとおりとします。

なお、第四の規定は、自然災害その他の事情により講習の実施が困難と認められる場合の特例であって、平常時において当該特例を講ずることは認められない。

1. 講習は、教材を用いた自宅学習及び効果測定(確認テスト)により行うものとする。
2. 講習機関は、受講者本人に対し、教本等必要な教材、効果測定、学習報告書の様式を手交又は送付するものとする。
3. 講習を修了した受講者は、講習機関に対し、解答済みの効果測定及び学習報告書の様式を送付するものとする。
4. 学習報告書は、学習日時、受講者の署名を記載するものとする。
5. 講習機関は、受講者から送付された解答済みの効果測定及び学習報告書を確認するものとする。

【受講対象者】

- ① 更新：宅地建物取引主任者証及び取引士証の有効期限が
令和3年10月6日から令和4年4月5日までの者
- ② 新規：法第18条第1項の規定による
石川県知事の登録を受けた者で、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者
- ③ その他、石川県知事以外の都道府県知事が特に必要と認めた者

【講習科目】 ※ 法令については、過去5年間のもの

- ① 宅地建物取引士の使命と役割に関する事項
- ② 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事項
- ③ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事項
- ④ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事項
- ⑤ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令並びに宅地及び建物の価格の評定に関する事項
- ⑥ 宅地又は建物の取引に関する紛争のうち代表的なものの処理の実例

【自宅学習及び効果測定（確認テスト）の流れ】

1. 受講申込み

(1) 受付期間の間に、石川県宅建協会に受講申込みを行って下さい。

受付期間	受付時間	受付場所
9月13日(月)～ ～17日(金)	9:30～11:30	石川県不動産会館2階「事務局」 金沢市大豆田本町口46-8 TEL:076-291-2255
	13:30～16:30	

※ 上記の通り、今回は講習方法が従来と異なることから、申込受付は「金沢」でのみ行います。

※ 郵送でのお申し込みも可能です。郵送での申込方法は、後掲の「<申込みについての注意事項>※4」をご確認下さい。

※ ご来館によりお申し込みされる方は、マスク着用のうえ、手指消毒のご協力をお願いします。 発熱・咳症状等がある方のご来館は、ご遠慮下さい。

〔申込時にお持ち頂くもの〕

- ① 宅地建物取引士証交付申請書
- ② 使用料（手数料）納入票
- ③ 写真3枚
※ うち1枚は①の交付申請書に貼付
- ④ 宅地建物取引士証（取引主任者証）
※ 更新の方のみ
- ⑤ 受講料等費用 計：16,500円



受講料：12,000円

取引士証交付手数料：4,500円（石川県証紙代金）

※ 石川県証紙は、協会事務局で販売しております。

< 申込みについての注意事項 >

※1：写真について

- ・高さ 3.0cm、幅 2.4cm のカラー写真 (同一のもの 3 枚)。
 - ・6ヶ月以内に撮影されたもの
 - ・無背景で上半身、正面向、無帽のもの
 - ・顔のサイズが小さすぎないもの (※右図参照)
 - ・裏面に氏名、撮影年月日を記入
 - ・インクジェットでの印刷及びスピード写真は、変色する為不可
- 要件に合わない写真はお受付できませんのでご注意ください。



※2：申請書の記載内容に変更がある場合

変更届の提出が必要です。また、同封の印字済みの申請書は使用できません。

※3：受付時にテキスト等をお渡ししますので、大きめのかばん等をお持ち下さい。

※4 郵送申込みをご希望の方は、受講料等費用 16,500円を現金書留にて **受付期間内必着** で郵送、またはお振込み下さい。(※振込手数料は申込者のご負担となります。)

郵送先	〒921-8047 石川県金沢市大豆田本町口 46-8 (公社)石川県宅地建物取引業協会 法定講習会係 宛
振込先	北陸銀行金沢支店 普通預金 2660930 (公社)石川県宅地建物取引業協会 シャ)イシカワケンタクチタテモノトリヒキキョウキョウカイ

(2) 申込み後、自宅学習に必要な教材等を受け取ります。

- ① 教材 (テキスト)
- ② 学習報告書
- ③ 効果測定 (確認テスト)
- ④ 返信用「長 3 封筒」※ 受講票、学習報告書、効果測定 (確認テスト) 提出用
- ⑤ 領収書兼受講票

※ 郵送申込みの方には、宅急便で上記交付物をお送り致します。

2. 自宅学習の実施方法

- (1) 後掲の提出期限に間に合うように自宅学習を実施して下さい。
- (2) 交付された教材 (テキスト) を熟読し、内容を十分理解して下さい。
- (3) 学習時間は、概ね 6 時間程度を目安に実施して下さい。
- (4) 学習を終えた後、効果測定 (確認テスト) を実施し、学習報告書に署名等を行って下さい。

※ 効果測定 (確認テスト) に合否はありません。

※ ただし、効果を確認する観点から採点を行います。

3. 自宅学習終了後

(1) 自宅学習終了後、下記期限（必着）までに次の3点を受付時に受領した返信用封筒に封入し、石川県宅建協会まで郵送して下さい。

※ 自宅学習が終了した方から、順次ご提出頂いて構いません。

- ① 受講票（交付申請書と突合し、本人確認資料とします。）
- ② 学習報告書
- ③ 効果測定（確認テスト）回答用紙

提出期限：令和3年10月5日（火）必着 ※ 期限厳守

学習報告書及び効果測定の提出がない場合は、都道府県から指導等がされる場合がありますので、ご注意ください。

4. 新しい取引士証の交付・受領

(1) 3. 記載の自宅学習を終了した方には、令和3年10月6日（水）より順次「新しい宅地建物取引士証」並びに「確認テスト（効果測定）の結果・解答」等をレターパックでご送付致しますので、ご確認をお願い致します。※ **交付区分ごとの送付物は、下表の通りです。**

〔送付物〕

新規の方	更新の方	県外登録の方
① 新：取引士証	① 新：取引士証	① 交付申請書（押印済）
② テスト結果・解答	② テスト結果・解答	② テスト結果・解答
③ 変更届（写） ※ 変更のある方のみ	③ 返納用封筒	③ 学習報告書（写）
	④ 変更届（写） ※ 変更のある方のみ	

(2) 旧：宅地建物取引士証については、同封の返納用封筒にて折り返し当協会宛ご返送下さい。
※ **宅地建物取引業法で、旧の宅地建物取引士証について返納義務が定められております。**

5. その他

(1) キャンセル

申込み後、やむを得ない事由（急な疾病に罹患した、入院等が必要になった等）により自宅学習が困難な場合は、ご相談下さい。ただし、一旦受領された県証紙（4,500円）については、理由を問わずお返しできません。

(2) 宅地建物取引業に従事していない方へ

宅地建物取引士の登録は、取引士証の有効期限が切れた場合でも、取引士の登録自体が無効となることはありません。したがって、現に宅建業務に従事していない方は、必ずしも取引士証の交付を受ける必要はありません。宅建業務に従事するなど取引士証が必要となった場合は、法定講習を受講することで、取引士証の交付を受けられます。

本実施要領は、取引士証の有効期限が切れるまでご送付致します。

取引士証の有効期限が切れた後、再度取引士証が必要になった場合は、協会までお問合せ下さい。有効期限の切れた取引士証は速やかに返納して下さい。